公安委員会 説明資料№. 1	愛知県岡崎警察署における被留置者の死亡事案に係る調査・捜査結果等について	令和５年11月30日 長官官房 刑事局

１　事案概要

令和４年12月４日（日）午前４時35分頃、愛知県岡崎警察署において、保護室に収容され、戒具を使用されていた男性被留置者（当時43歳）が、呼吸や脈拍がないことが確認され、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認されたもの

２　調査・捜査結果等

発生後、警務・刑事両部門において必要な調査・捜査を進め、長時間にわたる戒具使用、戒具使用時の不十分かつ不適切な給食・給水、被留置者への複数回の暴行、対面監視や幹部による巡視の懈怠等を特定

留置主任官の警部以下９名について、業務上過失致死罪や特別公務員暴行陵虐罪等で名古屋地方検察庁に書類送致予定

３　処分等

署長の警視正以下32名を懲戒処分等とする予定

４　再発防止策

○　戒具の使用時又は保護室への収容時の給食方法の明確化

○　戒具の使用又は保護室への収容に関する手順等の明確化

○　戒具の使用又は保護室への収容に関する本部の関与の強化

○　留置業務管理者等の巡視等の強化

○　医療を必要とする被留置者への対応の徹底

○　精神に障害を有する被留置者への対応の改善

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正案に対する意見募集について	令和５年11月30日 刑　　事　　局

１　概要

本臨時国会で成立した情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第80号）による社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の改正規定の施行に向け、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）の改正案について意見公募手続を行うもの（金融庁において実施）。

２　改正案の概要

振替法の改正により、特別法人出資（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券に表示されるべき権利）について、株式等と同様に振替制度（ペーパーレス化）の対象となることから、特別法人出資の発行者である法人による特別口座（権利者の有価証券を電子的に管理するための口座）の開設について、現行の株式等に係る特別口座の開設と同様に、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外する。

３　今後の予定

意見公募手続：令和５年12月下旬開始

施　行　期　日：令和６年６月１日

公安委員会 説明資料№ 3	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	令和５年11月30日 刑事局

１　概要

令和４年12月に成立した「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第97号）において、新たに特定事業者たる士業者（行政書士等、公認会計士等、税理士等）に対し、疑わしい取引の届出を義務付けたことなどから、これに関する規定の施行に向けて下位法令整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの。

２　下位法令の主な改正概要

(1)　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

士業者による疑わしい取引の届出事項について、士業者以外の特定事業者による届出事項とおおむね同様に定めるほか、所要の経過措置を設ける。

(2)　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正

ア　士業者において疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かを判断するに当たって確認すべき事項について、士業者以外の特定事業者における確認事項と同様に定める。

イ　士業者において疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かを判断する方法について、士業者以外の特定事業者における判断方法と同様に定める。

ウ　士業者に係る疑わしい取引の届出書等の様式について、士業者以外の特定事業者に係る現行の様式の一部項目の見出し等を更新することにより、各特定事業者における共通の様式として定める。

(3)　疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部改正

士業者による疑わしい取引の届出について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等として指定することにより、士業者以外の特定事業者による疑わしい取引の届出と同様にオンラインで行うことを可能とする。

３　今後の予定

意見公募手続：令和５年12月１日から令和５年12月31日まで

施　行　期　日：令和６年４月１日

公安委員会 説明資料No.4	Ｇ７茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催について	令和５年11月30日 長官官房

１　開催日程及び場所

令和５年12月８日（金）から10日（日）まで

茨城県水戸市・水戸市民会館

２　出席予定者

日	国家公安委員会委員長 松村　祥史	米	国土安全保障副長官代行 クリスティ・カネガロ
伊	内務大臣 マッテオ・ピアンテドージ	英	内務省担当大臣(セキュリティ担当) トム・トゥーゲンハット
加	公共安全大臣 ドミニク・ルブラン	独	連邦内務・故郷大臣 ナンシー・フェーザー
仏	内務・海外領土大臣付公民権担当長官 サブリナ・アグレスティ＝ルバシュ	EU	内務担当委員 イルヴァ・ヨハンソン
米	司法次官補代理 ブルース・スウォルツ	ICPO	事務総長 ユルゲン・ストック

（EU、ICPOを除き、議長国順）

３　議題案

- 経済安全保障及び民主主義的価値の保護
- サイバー空間の安全の確保
- 児童の性的搾取・虐待
- ウクライナの支援
- 生成ＡＩの危険性と可能性
- 国境を越える組織犯罪（特殊詐欺を含む）
- あらゆる形態のテロリズム・暴力的過激主義

４　成果文書

会合での議論等の結果として、「Ｇ７茨城水戸内務・安全担当大臣コミュニケ」を採択すべく調整中。また、児童の性的搾取対策、国境を越える特殊詐欺への対策に関する別途の文書も併せて採択すべく調整中。

５　二国間会談

会合の開催に合わせて、出席閣僚等との間で、国際テロ情勢や今後の国際治安の展望を議題とする二国間会談を実施予定。